

第2章 原子力災害事前対策

第1節 発電所における予防措置等の責務

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び同法に基づく保安規定並びに関係法令（以下「原子力関係法令等」という。）を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保するとともに、発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備えた体制の整備を図る。

また、原災法第7条第1項に基づく原子力事業者防災業務計画を遵守し、原子力防災対策の円滑かつ適切な遂行のため、市、県、関係市町村及びその他防災関係機関との有機的な連絡協力体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期する。

第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出

1 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議

原子力事業者は、原災法第7条第2項に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとするときは、当該計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに県、柏崎市及び刈羽村に協議しなければならないこととされている。

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、原子力事業者から計画案の提出があった際は、本地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、速やかに協議を行うものとする。

2 原子力防災要員の現況等の届出

原子力事業者は、原災法に基づき、以下の事項について市に届け出ることとされている。

- (1) 原子力防災組織における原子力防災要員の現況
- (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任
- (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況

第3節 報告の徴収、立入検査

市は、必要に応じ、原災法第31条に基づく原子力事業者から報告の徴収及び同法第32条に基づく適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

なお、立入検査を実施する職員は、原災法第32条第2項により市長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯する。

第4節 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体

制の確立、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等を平時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

第5節 災害応急体制の整備

1 方針

市は、県、国、関係市町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、発電所等において警戒事態が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が市域に及ぶ又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制を整備する。

2 防災体制の整備

(1) 初動対応に必要な体制

市は、情報収集事態及び警戒事態の発生を認知した場合又は原子力事業者から安全協定に基づく通報連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（携帯電話等の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制を整備する。また、初動対応におけるマニュアル等の作成などを行う。

(2) 原子力災害対策本部体制等の整備

市は、市長を本部長とする原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、その設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等本部運営に必要な事項をあらかじめ定める。また、原子力災害現地対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

なお、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定め、この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決める。

(3) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

市は、原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに県及び国と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の設置準備、機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制及び必要な資機材等を整備する。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センターへの派遣手段等を定める。

(5) 原子力災害合同対策協議会の体制

市は、県、国、重点区域を含む他の市町村及び関係機関と共に、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、その事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策

協議会」という。)を原子力防災センターに組織する。

また、国は、原子力防災センターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設けることとなっている。国、県、重点区域を含む市町村、関係機関及び原子力事業者等は、それぞれの職員を配置することとされており、市は、機能班に配置する職員及びその役割等について、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定める。

(6) 専門家の派遣要請手続

市は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ、国に対し、事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定める。

(7) 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官を始めとする国、県、重点区域を含む他の市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と応急対策活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

(8) 長期化に備えた動員体制の整備

市は、県、国及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

また、市は、避難や屋内退避の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を行う。

(9) 災害対策拠点施設の維持管理

市は、緊急時において災害対策機能を維持し、迅速に応急対策活動を実施するため、市庁舎内に放射線防護対策を強化した市の災害対策拠点施設を整備し、これを維持管理する。

3 原子力防災センター

(1) 資機材の整備等

県及び国は相互に連携して、原子力防災センターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進し、過酷事故においても継続的に活動することができるよう適切に維持・管理を行う。

(2) 原子力防災センターの活用

市は、県、国及び関係市町村とともに、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民等に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

4 広域的相互応援体制の整備

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、県及び防災関係機関は他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制の整備を図ることとしており、市はこれに協力する。

また、市は、災害時の相互応援協定を締結している市町村と、原子力災害時の応援・受援についても、あらかじめ調整を図るものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は以下のとおりである。

協定等の名称	協定締結先市区町村名
災害時の相互応援に関する協定書	長岡市、出雲崎町、刈羽村
災害時相互応援協定	長岡市、十日町市、小千谷市、津南町
災害時等の相互応援に関する協定書	東村山市（東京都）
災害時における相互応援に関する協定書	桑名市（三重県）
災害時の相互応援に関する協定書	秦野市（神奈川県）
災害時の相互応援に関する協定書	山ノ内町（長野県）
災害時の相互応援に関する協定書	前橋市（群馬県）
災害時相互応援協定書	石巻市（宮城県）
災害時避難場所としての使用に関する協定書	高崎市（群馬県）
災害時における相互応援に関する要綱 （北関東・新潟地域連携軸推進協議会）	新潟市、加茂市、三条市、燕市、見附市、長岡市、小千谷市、田上町、湯沢町（新潟県）、沼田市、渋川市、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、伊勢崎市、館林市、みなかみ町（群馬県）、足利市、佐野市、岩舟町、小山市、栃木市（栃木県）、水戸市、茨城町、ひたちなか市（茨城県）
全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱	泊村、神恵内村、共和町、岩内町（北海道）、東通村、大間町、むつ市、六ヶ所村（青森県）、女川町、石巻市（宮城県）、双葉町、富岡町、楢葉町、大熊町（福島県）、東海村（茨城県）、刈羽村（新潟県）、志賀町（石川県）、高浜町、敦賀市、美浜町、おおい町（福井県）、御前崎市（静岡県）、伊方町（愛媛県）、松江市（島根県）、上関町（山口県）、玄海町（佐賀県）、薩摩川内市（鹿児島県）

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射線測定等）については、あらかじめ、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

6 救助・救急及び消火活動体制の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

市は、県及び国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置

の実施に必要な救助並びに救急用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

(2) 消火活動用資機材等の整備

市は、平常時から県及び原子力事業者等と連絡を密にし、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県及び国と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための放射線防護資機材をあらかじめ整備する。また、災害時における避難誘導及び立入禁止等の防護対策活動を実施するための資機材も合わせて整備する。

(4) 救助・救急機能の強化

市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

(5) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備

原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。

また、火災等の発生時における消防本部及び市への迅速な通報のため、消防計画等に基づき通報設備及び通報体制を整備する。

7 食料・物資の備蓄、調達供給活動

(1) 食料及び物資の備蓄

市及び県は、一定量の食料並びに物資の備蓄に努め、これらのうち、地震、風水害等のために備蓄している場合と共通するものは、相互に兼ねる。

なお、県は、分散備蓄に努める。

(2) 備蓄、調達及び輸送体制の整備

市は、県、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資を確保するため、あらかじめ要請、備蓄、調達及び輸送体制を整備する。

(3) 平時からの訓練、確認等

市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(4) 国の調達及び輸送体制の構築

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、市や県からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、輸送する仕組みをあらかじめ構築するとされている。

8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

9 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、県と適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行う。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

1 方針

市、県、国、重点区域を含む他の市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に原子力防災に関する情報の収集、共有及び連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の情報収集及び連絡体制

市は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

また、市は、原子力災害に対し万全を期すため、県、国、関係市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、確実な情報の収集・連絡体制を確保することを目的として、次の項目を考慮した情報の収集・連絡に係る要領を作成し、原子力事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- ・ 発電所からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、県、国及び関係市町村と協力し多様な情報収集手段の活用による機動的な情報収集活動を行うため、必要な体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制を整備する。

(4) 非常通信体制の整備

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運

用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、携帯 I P 無線、携帯電話、衛星携帯電話、移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、原子力災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(7) 原子力事業者の情報の収集及び通報・連絡体制

原子力事業者は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、直ちに、県、国及び市町村に通報する体制を整備する。

なお、緊急事態区分の判断基準の設定は、原子力規制委員会が示す E A L の枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。

また、原子力事業者は、平時から原子力防災に関する情報の収集及び通報・連絡を確実にを行うため、必要な体制の整備を図る。

3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、県及び国とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。

4 通信手段の整備

(1) 通信手段の多様化

市は、県及び国と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、県、国、原子力防災センター及び発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

ア 県防災行政無線の整備

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の 2 重ルート化を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理を行う。

イ 災害に強い伝送路の構築

市は、県及び国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

ウ 災害時優先電話等の活用

市及び県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

エ 衛星携帯電話、公衆無線LANサービス等の活用

市及び県は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

(2) 専用回線網等の整備

県及び国は、原子力防災センター、重点区域市町村、原子力事業者及び防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線及び衛星回線等を整備・維持するとともに、県、国、重点区域市町村及び原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システム等の原子力防災ネットワークシステムを整備・維持し、対象市町村の拡大によるネットワークの拡充に努めることとしており、市はこれらに協力する。

(3) 通信手段、発電装置の耐震化及び機能確認

市は、設備の耐震化に努めるとともに、商用電源停電時においても通信に支障の無いように、非常用発電装置の起動等機能を確認し、これによる通信手段の機能確認を行う。

(4) 原子力事業者の通報・連絡手段の整備

原子力事業者は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に県、市町村及び関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、通常使用する回線の途絶時又は全交流電源喪失時においても機能する電話、ファクシミリ、携帯電話、衛星電話その他非常用通信機器を整備する。

5 原子力防災対策上必要な資料の整備

市は、県、国及び関係市町村と協力して、応急対策及び復旧対策を的確に実施するため、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料及び避難・屋内退避等に必要な資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターに適切に備え付ける。

また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、県の指導のもと情報の電子化の推進に努める。

(1) 発電所に関する資料

ア 原災法第12条第4項に規定する資料

- ・原子力事業者防災業務計画
- ・プラント系統図等施設の構造等を記載した書類
- ・保安規定の写し
- ・施設の配置図

イ 発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の写し

(2) 社会環境に関する資料

ア 周辺地図、新潟県全図

イ 即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）に関する資料

- ・区域別（方位別・距離別）集落数、世帯数、人口
- ・区域別（方位別・距離別）世帯数、人口の集落別内訳
- ・区域別（方位別・距離別）園児、児童、生徒学生数

- ・区域別（方位別・距離別）高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の概要
 - ・区域別（方位別・距離別）季節別観光客入込状況
 - ・区域別（方位別・距離別）病院、社会福祉施設の入院・入所者数
 - ・区域別（方位別・距離別）住民等の車両保有状況
- ウ 道路、鉄道の状況等交通手段に関する資料
- ・道路（一般道路、高速道路、林道、農道）、鉄道、港湾等の状況（道路の幅員、舗装種別、交通状況、施設の付属設備、ふ頭の水深等の情報を含む。）
 - ・区域別（方位別・距離別）ヘリポート適地
- エ 避難・屋内退避等に関する資料
- ・新潟県原子力災害広域避難計画等
 - ・柏崎市原子力災害広域避難計画
 - ・即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の区域別（方位別・距離別）集合場所、屋内退避施設に使用できる施設状況
- オ 市内の配慮すべき施設等に関する資料（発電所からの距離、方位等についての情報を含む。）
- ・保育施設に関する調
 - ・教育施設に関する調
 - ・宿泊施設に関する調
 - ・老人福祉施設、介護施設、障がい者支援施設等に関する調
 - ・区域別（方位別・距離別）診療科目別医療機関に関する調
- カ 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- ・新潟県原子力災害医療マニュアル
 - ・診療科目別医療機関の状況
 - ・一般傷病者の救急搬送に関する救急車両等
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- ア 気象関係資料
- イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定及び環境試料採取の候補地点図
- ウ 線量推定計算に関する資料
- ・被災地住民登録票
 - ・浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数
- エ 環境放射線モニタリングに関する資料
- オ 地域の気象（風向・風速・降雨量等）や放射性物質拡散予測に関する資料
- カ 水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ・水道施設（水源・浄水場等）の所在地、給水区域、給水人口
- キ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ・主要農林水産物の生産状況
 - ・牛乳の生産出荷状況
 - ・区域別（方位別・距離別）主要農畜産物生産団地の状況
 - ・柏崎市漁業地区の漁業種類別・月別漁獲量（属人）

- ・農畜産物・水産物流通図
- (4) 防護資機材等に関する資料
 - ア 放射線防護資機材の整備状況
 - イ 避難用車両等の保有状況（車両数、定員数）
 - ・市が保有する車両
 - ・公共的輸送車両の現有状況
 - ・民間等一般車両の現有状況
 - ・防災関係機関所属船舶
 - ・一般船舶の現有状況
 - ・福祉車両の現有状況
 - ・除雪車両の現有状況
 - ・車両施設の所在地、連絡先
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
 - ・緊急時医療設備等の整備状況
 - エ 食料、生活必需品等備蓄物資に関する資料、調達可能物資のリスト
- (5) 交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料
- (6) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (7) 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画
 - イ 避難所運用体制
- (8) その他必要な資料

第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発

1 方針

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民等が適切に行動できるよう、平常時から、国、県及び原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

2 住民等に対する普及啓発項目

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 原子力災害時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること

- (6) 避難経路、避難所、集合場所及び一時退避所に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

3 教育機関における普及啓発

市は、県及び教育機関等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

市教育委員会は、市立小中学校長等に対し、学校防災計画に原子力防災に関して必要な事項（防災組織、役割分担、避難計画等）を定めるとともに、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるよう原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。

また、市内の県立学校、私立学校、私立専修・各種学校及び大学に対しては、県が指導及び助言するものとし、市はこれに協力する。

4 要配慮者等への配慮

市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮する。

第8節 防災業務関係者等への研修

1 方針

市は、県、国、関係市町村及び防災関係機関の協力を得て、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合の応急対策の円滑な実施と、応急対策に従事する防災業務関係者等の安全を確保するため、市職員、消防職員及び消防団員等の防災業務関係者及び自主防災組織のリーダー等に対し、原子力防災に関する研修を実施する。

2 研修の実施

(1) 県、国等が実施する研修

市は、県、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、公益財団法人原子力安全技術センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の研修課程を有効に活用し、防災業務関係者の研修機会を確保する。

(2) 市が実施する研修

市は、原子力災害時の対応能力の向上及び安全の確保を図るため、主に市職員、消防職員及び消防団員、自主防災組織のリーダーを対象に、原子力防災に関する研修の機会を確保する。

(3) 外部有識者等による研修

市は、原子力防災に知見を有する学識経験者、研究者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

3 研修項目

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング等に関すること
- (6) 原子力防災対策上の設備、機材及びその機能や重要性、操作に関すること
- (7) 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 緊急時の住民等に対する避難誘導に関すること
- (10) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (11) 緊急時の広報に関すること
- (12) その他必要と認めること

4 原子力事業者の研修計画

原子力事業者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力防災に関する資質の向上を図るための研修を行い、また、消防計画等に基づき、発電所の従業員等関係者に対する火災予防教育を行うとともに、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練を実施する。

第9節 原子力防災訓練

1 方針

市は、県、国、関係市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次項に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、国、県及び関係市町村、防災関係機関の相互連携及び調整を図り、現場における判断力の向上や、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。

また、訓練を実施した後、専門家など第三者による評価も活用し、課題等を明らかにするとともに、それらを踏まえて緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を確実に実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、以下のような観点について十分考慮するほか、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等工夫を施し、現場における判断力の向上につながる、より実践的なものとなるよう努める。

- (1) 自然条件等
 - ・地震や津波などの自然災害に起因する原子力災害や過酷事故
 - ・暴風や豪雪などの過酷な気象条件下での事故
- (2) 通信状況
 - ・通信障害を想定した情報伝達手段の多ルート化

- ・被災現場から伝送される映像の活用
 - ・外部電源供給を絶たれた通信機器への非常用電源による電源供給
 - ・通信、交通等の支障がある場合の多様な避難手段や経路の確認
- (3) 避難・屋内退避対応
- ・即時避難区域（P A Z）からの広域避難
 - ・避難準備区域（U P Z）の屋内退避及び必要に応じた避難等
 - ・要配慮者及び保護責任者への対応
 - ・住民等に対する避難情報の周知
 - ・自主防災組織や住民等の参加等

2 訓練項目

- (1) 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 住民等に対する情報伝達訓練
- (5) 住民避難誘導訓練及び屋内退避訓練
- (6) 安定ヨウ素剤緊急配布訓練
- (7) 消防活動訓練
- (8) 自衛隊災害派遣運用訓練
- (9) 受入市町村が開設する避難所等の運営訓練
- (10) 交通対策等措置訓練
- (11) 大規模自然災害等発生時の対応訓練
- (12) その他必要と認める訓練

3 国の総合的な原子力防災訓練への参画

市及び県は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象になったときは、住民避難及び住民等に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に参画する。

4 原子力事業者が実施する訓練

原子力事業者は、複合災害や夜間の事故発生を想定した訓練等、実効性の高い防災訓練を計画・実施するものとする。

第10節 緊急時モニタリング体制

1 方針

県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定結果を防護措置実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリ

ング体制の整備及び適切な精度の測定能力維持に努める。

なお、緊急時モニタリングは、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターの指揮の下で、国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により実施される。市は、緊急時モニタリング結果に関する情報収集・連絡体制を構築する。

2 緊急時モニタリング体制等の整備

(1) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、平常時の県内全域における環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリング測定結果をホームページ等で速やかに公表するためのシステムを整備・維持する。

(2) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針に基づき、国、関係市町村、原子力事業者及び指定公共機関等の協力を得て、「新潟県緊急時モニタリング計画」を作成する。

(3) モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。

(4) モニタリング要員の確保

県は、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの体制整備と、動員計画の作成に協力し、必要な要員をあらかじめ定める。

(5) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、その指揮の下で関係機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。

(6) 訓練等を通じた関係機関との連携の強化

県は、平常時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。

(7) 原子力事業者の体制の整備

原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう要員の派遣や緊急時モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。

また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、海水モニタ、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要なモニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平常時から観測しているモニタリングポスト、排気筒モニタ、海水モニタ及び気象データを提供する。

第11節 原子力災害医療体制

1 方針

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

- (1) 県は、国、医療機関、防災関係機関と連携し、原子力災害医療を実施するため、広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、原子力災害医療活動に従事する要員を確保するために必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 県は、国、医療機関、防災関係機関の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤その他の内部被ばく低減に有効な薬剤、応急用救護用資機材、医療資機材等必要な資機材や要員を整備及び維持する。
- (3) 県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。

なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、即時避難区域（P A Z）においては、原子力災害対策指針に基づき、住民に対して事前配布する。
- (4) 市は、県が実施する原子力災害医療に協力する要員等の確保に努め、県は原子力災害医療に関わる要員に対して必要な研修及び訓練を行う。
- (5) 県は、市と協力し、必要な資機材の保管場所や、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。なお、市は、県と協力し、当該保管場所が避難対象地域に含まれることとなった場合の搬出場所及び配置方法をあらかじめ定める。
- (6) 県は、原子力災害医療体制についての資料を収集、整理する。
- (7) 県は、国、医療機関、防災関係機関と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、陸路及び空路による原子力災害医療派遣に係る搬送体制を整備及び維持する。

また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制を整備する。
- (8) 県は、関係機関等と調整の上、原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、地域の原子力災害医療体制の整備に努める。
- (9) 県は、国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する体制を整備する。
- (10) 県は、避難所等に救護所を設置し、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。なお、市は救護所の運営支援体制を整備する。
- (11) 県は、国及び市とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

県及び市は、医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原子力災害対策指針を参考に、原子力災害対策重点区域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備する。

4 原子力事業者における体制の整備

- (1) 原子力事業者は、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者」という。）の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。
- (2) 原子力事業者は、発電所内の医療施設における医療提供が困難になり得ることから、発電所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体制を整備するとともに、県、市町村、医療機関及び救助・救急に係る機関等との通報連絡、被ばく傷病者等の搬送及び受入れについて必要な体制を整備する。

第12節 避難・屋内退避実施体制の整備

1 方針

市は、県、国及び防災関係機関、原子力事業者と協力し、緊急時に、即時避難区域（P A Z）など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・屋内退避実施体制を整備する。

その際、要配慮者及び一時滞在者、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

また、市、県、国及び防災関係機関、原子力事業者は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

2 避難計画の作成

市は、原子力災害対策指針及び県が広域自治体として策定した避難、屋内退避に係る基本的な考え方を示した広域避難計画等を踏まえ、迅速な避難等を行うための本市の広域避難計画を作成する。

なお、避難計画の作成に当たっては、主に次の項目を含むものとする。

- (1) 避難先等、避難の経路、避難手段その他避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- (3) 避難の実施に関し必要な事項
- (4) 屋内退避の実施に関し必要な事項

3 避難所等の整備

(1) 避難経由所・避難所の整備

ア 市は、広域避難に伴う避難所の指定、開設及び運営等について、県の調整のもと受入市町村と綿密な連携を図り、避難生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、避難所は、その施設管理者の同意を得た上で指定及び開設するものとし、併せてこれを開設する場合は、男女双方及び性的少数者の視点や、要配慮者のニーズを十分配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努

める。

イ 県は、ホテルや旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

ウ 県は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から関係市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努める。

エ 県は、原子力災害時の避難経路所、避難所に県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

オ 県は、所管する公園の整備等に当たり、避難経路所、避難所として活用できるよう配慮する。

(2) 放射線防護機能を有する施設等の整備

市は、県及び国と協力し、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ないことを想定し、放射線防護機能を有する施設等の整備を推進する。

(3) 避難誘導用資機材、移送用資機材及び車両等の整備

市は、県、国及び関係市町村、防災関係機関と協力し、住民の避難誘導や移送に必要な資機材及び車両等の確保を図る。

4 要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避体制の整備

(1) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 市は、避難行動要支援者名簿を作成している者について、個別避難計画を作成するように努める。

(3) 市は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づいた避難支援体制を整備するとともに、県及び国、防災関係機関、原子力事業者等との連携による避難支援協力体制を整備する。

(4) 県及び市は、病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者に対し、入院又は入所している要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定するよう要請するものとし、病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者は、入院又は入所している要配慮者の避難・屋内退避について避難計画を策定するように努める。

なお、県は、市及び病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者の協力により、入院又は入所している要配慮者の受入れ等、施設相互の協力体制を整備する。

(5) 市は、県及び国と協力し、病院及び社会福祉施設において、入院又は入所している要配慮者の早期の避難が困難な場合を想定し、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた一時的な退避施設の整備に努める。

- (6) 市は、避難所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、県の指導のもと、受入市町村、関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。
- (7) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、要配慮者の避難・屋内退避が困難な場合に備え、あらかじめ支援体制を整備する。
- (8) 市は、緊急時における要配慮者への情報伝達、避難誘導に関し、近隣住民の果たす役割を重視し、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上の促進を図る。
- (9) 市は、観光客や地域外からの応急対策応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）を適切に避難誘導するため、平常時より情報伝達体制や避難誘導体制の整備に努める。
また、屋内退避が必要な場合に備え、一時的に退避できる施設をあらかじめ定める。

5 住民の避難状況等の確認体制の整備

市は、避難及び屋内退避の指示等を行った場合において、住民等の避難・退避状況を的確に把握するため、県警察、消防等関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。

6 避難・屋内退避の住民等への事前周知

- (1) 市は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理し、これを準備する。
- (2) 市は、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。
- (3) 受入市町村は、避難者を受け入れる際の自市町村の住民等への広報内容について、あらかじめ整理するものとする。

7 学校等における体制の整備

- (1) 市及び県は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学並びに保育園（認定こども園を含む。）、幼稚園（以下「学校等」という。）の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努める。また、原子力災害発生時に園児、児童、生徒及び学生（以下「児童・生徒等」という。）の安全を確保し、適切に行動できるよう、学校等の管理者に対し、避難行動についての計画等を具体的に定めるとともに、児童・生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請する。
- (2) 学校等の管理者は、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、市及び県と協力し、あらかじめ、避難・屋内退避計画等の策定、避難訓練の実施に努める。
- (3) 市は、学校等の管理者に対し、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民、民間ボランティアと協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。

- (4) 市及び県は、災害発生時における学校等との連絡及び連携体制の構築に努めるとともに、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関する計画をあらかじめ定めることを促進する。

8 不特定多数の者が利用する施設等における体制の整備

公共施設、商業施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市及び県と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

第13節 広域避難体制の整備

1 方針

市は、県、国及び関係機関と協力し、市の区域を越えて広域的な避難が必要となった場合に備え、円滑な広域避難を実施できる体制を整備する。

2 避難所の確保・調整

- (1) 市は、広域避難が必要となる場合に備え、県の調整のもと選定された県内受入可能市町村と協議し、避難所となる施設をその施設管理者の同意を得た上であらかじめ指定する。

なお、県は、複合災害等による甚大な被害で、県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。

- (2) 市は、受入可能市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。

- (3) 市は、受入可能市町村と協力し、長期避難となった場合に備え、情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。

3 避難体制の整備

- (1) 市は、県、県警察及び関係機関の協力を得て、あらかじめ住民等が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画を作成する。

- (2) 市は、住民避難に当たり、自家用車の利用も考慮しながら、バス、鉄道、船舶等の避難手段の確保策を含めて避難体制を整備する。

なお、県は、公益社団法人新潟県バス協会、東日本旅客鉄道株式会社、海上運送事業者等（以下「交通・鉄道・運送事業者」という。）の協力を得て、市に対し避難手段の確保について、必要な協力や調整を行う。

また、交通・鉄道・運送事業者は、円滑に避難手段を提供できるよう具体的な計画を定める。

- (3) 市は、県とともに適切な避難経路の把握のため、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社等の道路管理者からの情報を得る体制を整備する。

4 市の業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に

必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配置するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、市庁舎の所在地が避難指示を受けた地域に含まれた場合の代替施設をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限体制等

1 方針

市は、県と協力し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定める。

第15節 緊急輸送活動体制等の整備

1 方針

市は、県が緊急時に備え整備する専門家等の移送体制や、緊急物資の輸送に係る交通管理体制の構築に協力する。

2 専門家の移送等の体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段、拠点等（最寄りのヘリポートの場所、緊急物資の輸送拠点・集積拠点等）について、あらかじめ定める。

3 緊急輸送路の確保及び交通管理体制の整備

- (1) 市及び県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備する。
- (3) 県警察は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。
- (4) 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。
- (5) 県は、国及び市町村等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い道路管理体制の充実に努める。市は、これに協力する。
- (6) 県は、国及び市町村等の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。市は、これに協力する。
- (7) 県及び国は、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係

- る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。
- (8) 市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておく。
 - (9) 交通・鉄道・運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努める。
 - (10) 県は、輸送協定を締結した民間事業者に対し、緊急通行車両標章が円滑に交付される事前届出の周知を図る。
 - (11) 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備に当たって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図る。

第 16 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 方針

市は、県、国及び防災関係機関と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じ、住民等に提供すべき情報について、被災者の危険回避のための情報を含め、災害対応の局面や場所等に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、事故の状況、市での対応等について、周知徹底するとともに必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

また、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備に努める。

2 情報伝達体制及び設備の整備

- (1) 市は、県、国、防災関係機関、自主防災組織及び報道機関等と協力し、県総合防災情報システム、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット（ソーシャルメディア等）、緊急速報メール・エリアメール、コミュニティFM放送等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。
- (2) 市は、県及び国と連携し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設及び国際化協会等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。
- (3) 市は、電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メール・エリアメールの活用を促進する。

3 地区コミュニティによる共助意識の醸成

市は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地区コミュニティの果たす役割に鑑み、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第 17 節 発電所等上空の飛行規制

1 飛行規制の要請

新潟空港事務所長は、航空機に対し、発電所施設付近の上空の飛行は、できる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行う。

原子力関係施設上空の飛行規制について

(昭和 44 年 7 月 5 日付け空航第 263 号、運輸省航空局長から東京航空局長あて)

標記について、航空機による原子力関係施設に対する災害を防止するため、下記のとおり措置することとしたので、通知する。

記

- 1 施設付近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設付近の上空に係る航空法第 81 条ただし書の許可は行わないこと。

参考 航空法 (抄)

(飛行の禁止区域)

第 80 条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第 81 条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 航空交通管制機関との連絡調整

県は、原子力災害時に空中における放射性物質の拡散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平常時より新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。

第 18 節 複合災害時対応体制の整備

1 方針

市は、原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）に備えて、必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

2 複合災害を考慮した災害応急体制の整備

- (1) 市は、複合災害時においても、必要な職員を原子力防災センター、地区コミュニティセンター等へ確実に派遣するための体制を整備する。
- (2) 市及び県は、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域的応援体制を整備する。
- (3) 県は、国と協力し、災害応急対応の長期化に備え、原子力防災センターの機能強化を図る。
- (4) 県は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、搬送経路及び搬送手段について体制を整備するとともに広域的な分散配備に努める。

3 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、複合災害時においても、県、国、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集連絡体制及び通信手段を整備する。

4 複合災害に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、自然災害による人命への直接的なリスクが高い場合は、自然災害に対する避難行動を優先することなど、複合災害時に住民等が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

5 複合災害を考慮した研修及び訓練の実施

市は、本章第8節に定める研修及び第9節に定める訓練を実施するに当たっては、複合災害時の対応についても考慮する。

6 緊急時モニタリング体制の整備

県は、大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリング設備・機器等の被災及びモニタリング要員の不足等に備えて、代替手段や活動等の体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。

7 原子力災害医療体制の整備

- (1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないように、あらかじめ体制を整備する。

8 複合災害を考慮した避難・屋内退避実施体制の整備

(1) 複合災害時における避難計画の整備

市は、避難計画の作成に当たり、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本に、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避

難及び屋内退避が実施できるよう留意する。

(2) 複合災害の避難所等の設置運営

ア 市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民等への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

イ 市及び県は、複合災害時における広域的な避難に備え、避難先市町村以外の市町村に対し、避難所及び避難経由所の設置運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、避難の受入れが円滑に行われるよう体制を整備する。

9 緊急輸送活動体制の整備

市及び県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送等による避難措置が行えるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

10 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、県、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、複合災害時においても、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備する。